



山形県公報

平成22年4月30日(金)
第2139号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……562
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退……………(同) ……563
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……564
- 同……………(同) ……565
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 同……………(同) ……566
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……567
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……568
- 弓張平公園内の有料公園施設の使用時間及び休業日……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 弓張平公園の利用料金……………(同) ……569
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県指定有形文化財の指定……………570

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………同
- 政治団体の届出事項の異動……………571
- 政治団体の解散……………572
- 資金管理団体の届出事項の異動……………同
- 資金管理団体の指定の取消……………573

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第436号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成22年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称   | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|---------------------|---------------------|------------|
| ス マ イ ル 薬 局 長 岡 店   | 天童市東長岡二丁目8番9号       | 平成22. 3. 1 |
| 鶴 岡 市 休 日 夜 間 診 療 所 | 鶴岡市泉町5番30号          | 同 4. 1     |
| 鶴 岡 市 休 日 歯 科 診 療 所 | 鶴岡市泉町5番30号          | 同          |
| 神 部 歯 科 医 院         | 北村山郡大石田町大字大石田丁65-2  | 同          |
| 松 下 歯 科 医 院         | 長井市小出3844-3         | 同          |
| 緑 町 K o k o r o 薬 局 | 山形市緑町四丁目14番63号      | 同          |
| エ ー ル 薬 局 駅 東 口 店   | 米沢市下花沢二丁目5番16-1号    | 同          |

### 山形県告示第437号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称   | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃 止 年 月 日   |
|---------------------|---------------------|-------------|
| 鶴 岡 市 休 日 夜 間 診 療 所 | 鶴岡市馬場町8番22号         | 平成22. 3. 31 |
| 蔵 王 温 泉 ク リ ニ ッ ク   | 山形市蔵王温泉903-6        | 同           |
| 神 部 歯 科 医 院         | 北村山郡大石田町大字大石田丁64    | 同           |
| あ い 薬 局             | 酒田市浜田一丁目7番6号        | 同           |

**山形県告示第438号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成22年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称         | 指定医療機関の所在地     | 辞退年月日      |
|-------------------|----------------|------------|
| 医療法人社団中村矯正歯科クリニック | 山形市香澄町二丁目8番17号 | 平成21. 9. 7 |

**山形県告示第439号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成22年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称     | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地          | 指定年月日      |
|---------------|--------------------------------|---------------------|------------|
| フラワー小姓町       | 介護予防小規模多機能型居宅介護                | 山形市小姓町7番15号         | 平成22. 4. 1 |
| ケアセンターとこしえ西大塚 | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 東置賜郡川西町大字西大塚2308番地9 | 同          |
| デイサービスひまわりいずん | 通所介護<br>介護予防通所介護               | 鶴岡市稲生一丁目3番45号       | 同 4.12     |

**山形県告示第440号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成22年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地 | 休止年月日       |
|-----------|---------------|------------|-------------|
| 中央介護推進事業所 | 訪問介護          | 長井市栄町3番10号 | 平成22. 3. 31 |

**山形県告示第441号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

アースサポート山形

山形市八日町一丁目2番2号

## 2 届出の内容

| 指定介護機関の名称                   |           | 変更年月日      |
|-----------------------------|-----------|------------|
| 変更前                         | 変更後       |            |
| アースサポート株式会社<br>山形在宅サービスセンター | アースサポート山形 | 平成22. 4. 1 |

## 山形県告示第442号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、寒河江川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成22年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所              |
|----------|-----------|------------------|
| 理 事      | 高 橋 龍 一   | 寒河江市仲谷地二丁目15番地の8 |
| 同        | 原 田 満 男   | 西村山郡河北町西里508番地   |
| 同        | 伊 藤 文 男   | 寒河江市大字清助新田17番地   |
| 同        | 菊 地 順 悦   | 同 字タカへ135番地      |
| 同        | 児 玉 修 一   | 同 大字慈恩寺862番地     |
| 同        | 椎 名 啓 一 郎 | 同 本楯一丁目79番地の1    |
| 同        | 兼 子 啓 市   | 同 大字白岩775番地の1    |
| 同        | 奥 津 善 治   | 西村山郡河北町大字溝延78番地  |
| 同        | 鹿 野 秀 昭   | 同 大字吉田1164番地の3   |
| 同        | 吉 田 正 幸   | 同 谷地甲250番地       |
| 同        | 柏 倉 吉 美   | 寒河江市大字柴橋2045番地   |
| 同        | 齋 藤 仁     | 西村山郡河北町谷地辛1161番地 |
| 同        | 今 井 伝 吉   | 寒河江市大字高屋218番地    |
| 監 事      | 大 沼 正     | 同 大字八楸804番地の1    |
| 同        | 真 木 孝 佳   | 西村山郡河北町大字田井36番地  |

|   |       |                |
|---|-------|----------------|
| 同 | 芳 賀 博 | 寒河江市大字西根2067番地 |
|---|-------|----------------|

## 山形県告示第443号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東根市土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成22年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所          |
|----------|---------|--------------|
| 理 事      | 鈴 木 昭 司 | 東根市大字蟹沢758番地 |

## 山形県告示第444号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、寒河江川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成22年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所              |
|----------|-----------|------------------|
| 理 事      | 高 橋 龍 一   | 寒河江市仲谷地二丁目15番地の8 |
| 同        | 原 田 満 男   | 西村山郡河北町西里508番地   |
| 同        | 伊 藤 文 男   | 寒河江市大字清助新田17番地   |
| 同        | 菊 地 順 悦   | 同 字タカへ135番地      |
| 同        | 椎 名 啓 一 郎 | 同 本楯一丁目79番地の1    |
| 同        | 奥 津 善 治   | 西村山郡河北町大字溝延78番地  |
| 同        | 吉 田 正 幸   | 同 谷地甲250番地       |
| 同        | 柏 倉 吉 美   | 寒河江市大字柴橋2045番地   |
| 同        | 齋 藤 仁     | 西村山郡河北町谷地辛1161番地 |
| 同        | 今 井 伝 吉   | 寒河江市大字高屋218番地    |
| 同        | 落 合 惣 兵 衛 | 同 大字白岩1952番地     |
| 同        | 三 瓶 義 雄   | 同 大字箕輪261番地      |
| 同        | 佐 藤 勝 良   | 西村山郡河北町大字吉田609番地 |

|    |       |   |                |
|----|-------|---|----------------|
| 監事 | 真木孝佳  | 同 | 大字田井36番地       |
| 同  | 日下部憲昭 |   | 山形市富の中二丁目8番15  |
| 同  | 芳賀博   |   | 寒河江市大字西根2067番地 |

## 山形県告示第445号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東根市土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成22年4月30日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所              |
|----------|------|-----------------|
| 理事       | 杉浦常蔵 | 東根市大字松沢90番地内第1号 |

## 山形県告示第446号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、井の下土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成22年4月30日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所                 |
|----------|-------|--------------------|
| 理事       | 渡部清司  | 西置賜郡小国町大字町原331-2番地 |
| 同        | 遠藤和彦  | 同 大字大宮149番地        |
| 同        | 伊藤実千昌 | 同 大字田沢頭420番地       |
| 同        | 佐藤義美  | 同 大字貝少187番地        |
| 同        | 五十嵐統一 | 同 大字湯ノ花129番地       |
| 同        | 塚原千満雄 | 同 大字針生104番地        |
| 同        | 米山耕二郎 | 同 大字増岡561番地        |
| 同        | 舟山数夫  | 同 大字若山25番地         |
| 同        | 金繁    | 同 大字小渡314番地        |

## 山形県告示第447号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、井の下土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成22年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所                |
|----------|-----------|--------------------|
| 理 事      | 渡 部 清 司   | 西置賜郡小国町大字町原331-2番地 |
| 同        | 遠 藤 和 彦   | 同 大字大宮149番地        |
| 同        | 伊 藤 実 千 昌 | 同 大字田沢頭420番地       |
| 同        | 佐 藤 義 美   | 同 大字貝少187番地        |
| 同        | 五 十 嵐 統 一 | 同 大字湯ノ花129番地       |
| 同        | 塚 原 千 満 雄 | 同 大字針生104番地        |
| 同        | 米 山 耕 二 郎 | 同 大字増岡561番地        |
| 同        | 舟 山 数 夫   | 同 大字若山25番地         |
| 同        | 金 繁       | 同 大字小渡314番地        |

## 山形県告示第448号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浜中広岡土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成22年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所         |
|----------|---------|-------------|
| 理 事      | 佐 藤 榮 一 | 酒田市浜中乙119番地 |
| 同        | 佐 藤 章 男 | 同 広岡新田498番地 |
| 同        | 佐 藤 鉄 美 | 同 浜中乙90番地   |
| 同        | 菅 原 康 喜 | 同 浜中甲136番地  |
| 同        | 阿 部 博 明 | 同 広岡新田480番地 |
| 同        | 高 橋 豊   | 同 浜中丁499番地  |

## 山形県告示第449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浜中広岡土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成22年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所          |
|----------|---------|--------------|
| 理 事      | 佐 藤 章 男 | 酒田市広岡新田498番地 |
| 同        | 菅 原 康 喜 | 同 浜中甲136番地   |
| 同        | 佐 藤 鉄 美 | 同 浜中乙90番地    |
| 同        | 高 橋 豊   | 同 浜中丁499番地   |
| 同        | 佐 藤 功   | 同 広岡新田484番地  |

## 山形県告示第450号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、弓張平公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成22年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称                                      | 使 用 時 間                                                 | 休 業 日                                                                                                                         |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| オ ー ト キ ャ ンプ 場                                 | 宿泊を伴わない使用にあつては午前9時から午後5時まで、宿泊を伴う使用にあつては午後1時から翌日の午前11時まで | 11月1日から翌年の4月30日まで                                                                                                             |
| テ ニ ス コ ー ト                                    |                                                         | 11月1日から翌年の4月30日まで                                                                                                             |
| 陸 上 競 技 場<br>野 球 場<br>運 動 広 場<br>パ タ ー ゴ ル フ 場 |                                                         | 11月1日から翌年の5月31日まで                                                                                                             |
| 体 育 館<br>屋 根 付 広 場                             | 午前9時から午後5時まで                                            | 1 11月1日から翌年の4月28日までの火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）<br>2 12月29日から翌年の1月3日まで |

## 2 適用期間

平成22年4月30日から平成24年3月31日まで



**山形県告示第451号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の4第2項の規定により、弓張平公園の有料公園施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成22年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

| 有料公園施設の名称 | 区 分       |                                    |                 | 利 用 料 金         |                 |
|-----------|-----------|------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| オートキャンプ場  | 入場        | 児童生徒等                              | 閑散期平日           |                 | 1人1回当たり 125円    |
|           |           |                                    | 上記以外の日          |                 | 1人1回当たり 250円    |
|           |           | 児童生徒等以外の者<br>(幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。) | 閑散期平日           |                 | 1人1回当たり 250円    |
|           |           |                                    | 上記以外の日          |                 | 1人1回当たり 500円    |
|           | テントサイトの使用 | 駐車場を併設するものの使用                      | 宿泊を伴わない使用       |                 | 1区画1回当たり 2,000円 |
|           |           |                                    | 宿泊を伴う使用         | 1泊目及び2泊目        | 1区画1泊当たり 4,000円 |
| 3泊目以後     |           |                                    |                 | 1区画1泊当たり 3,200円 |                 |
| 宿泊を伴わない使用 |           |                                    | 1区画1回当たり 1,500円 |                 |                 |
| 宿泊を伴う使用   |           |                                    | 1泊目及び2泊目        | 1区画1泊当たり 3,000円 |                 |
|           |           |                                    | 3泊目以後           | 1区画1泊当たり 2,400円 |                 |
| コテージの使用   | 宿泊を伴わない使用 |                                    | 1棟1回当たり 5,000円  |                 |                 |
|           | 宿泊を伴う使用   | 1泊目及び2泊目                           | 1棟1泊当たり 10,000円 |                 |                 |
|           |           | 3泊目以後                              | 1棟1泊当たり 8,000円  |                 |                 |

備考

- この表において「閑散期平日」とは、6月、9月及び10月のうち土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く日をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。

2 適用期間

平成22年4月30日から平成24年3月31日まで

**山形県告示第452号**

次の開発行為は、完了した。

平成22年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成22年3月5日 指令村総建第5025号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西村山郡河北町谷地字東596番1、597番1、598番1、599番1、600番1、1856番2
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
山形市荒楯町一丁目21番34号  
株式会社平安典礼

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第10号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第4条第1項の規定により、山形県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成22年4月30日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

| 種 別  | 名 称       | 員 数 | 所 有 者    | 所 有 者 の 住 所     |
|------|-----------|-----|----------|-----------------|
| 彫刻の部 | 木造釈迦如来坐像  | 1   | 宗教法人 佛心寺 | 東根市大字沼沢1512番地の2 |
| 彫刻の部 | 木造天部形立像   | 1   | 宗教法人 吉祥院 | 山形市大字千手堂509     |
| 彫刻の部 | 木造阿弥陀如来坐像 | 1   | 宗教法人 護真寺 | 西村山郡大江町大字三郷丙387 |

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成22年4月30日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政 治 団 体 の 名 称 | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名  | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日           |
|---------------|---------|-----------|----------------|-----------------|
| 五十嵐けいいち後援会    | 遠 藤 光 弥 | 佐 藤 三 千 雄 | 東田川郡庄内町島田字孫六21 | 平成<br>22. 2. 17 |
| 中村ひろひこ山形県後援会  | 高 梨 正 章 | 結 城 和 雄   | 山形市下条町5丁目4番4号  | 同<br>3. 8       |

## 山形県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成22年4月30日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称         | 異動事項     | 内 容    |         | 届出年月日           |
|-----------------|----------|--------|---------|-----------------|
|                 |          | 新      | 旧       |                 |
| 自由民主党山形県南陽市第一支部 | 会計責任者の氏名 | 齋藤 あさみ | 佐久間 あさみ | 平成<br>22. 3. 17 |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称         | 異動事項       | 内 容         |             | 届出年月日           |
|-----------------|------------|-------------|-------------|-----------------|
|                 |            | 新           | 旧           |                 |
| 山形県民社協会北西村山支部   | 代表者の氏名     | 那須 和 夫      | 遠藤 孝 吉      | 平成<br>22. 2. 12 |
| 高橋照夫後援会         | 代表者の氏名     | 永沼 久 司      | 鈴木 嗣 夫      | 同<br>2. 15      |
|                 | 会計責任者の氏名   | 佐藤 力 男      | 高橋 博        |                 |
| 今田雄三政治研究会       | 会計責任者の氏名   | 鈴木 宥 司      | 奥山 静 枝      | 同<br>2. 17      |
| 白 峯 会           | 会計責任者の氏名   | 佐々木 彰       | 遠藤 勝 雄      | 同<br>2. 18      |
| めぐろ栄樹後援会        | 会計責任者の氏名   | 目 黒 省       | 小関 栄 助      | 同               |
| 佐藤みねお後援会        | 会計責任者の氏名   | 佐々木 彰       | 遠藤 勝 雄      | 同               |
| 佐藤ひろゆき後援会       | 主たる事務所の所在地 | 鶴岡市日出一丁目7-6 | 鶴岡市朝陽町10-22 | 同<br>2. 19      |
| 全日本不動産政治連盟山形県本部 | 会計責任者の氏名   | 奥山 正 樹      | 加藤 信 芝      | 同               |
| しらとりまさみ後援会      | 主たる事務所の所在地 | 南陽市櫛塚1888-6 | 南陽市郡山602-8  | 同<br>2. 23      |
| 遠藤幸一後援会         | 代表者の氏名     | 新野 二 男      | 安達 平 助      | 同<br>2. 24      |
| 長井市西置賜郡医師連盟     | 会計責任者の氏名   | 大森 典 夫      | 松下 鋁 三郎     | 同               |
| 菅原たかお後援会        | 代表者の氏名     | 大木 一 男      | 工藤 仁        | 同<br>3. 2       |
| テイク・オブ21        | 代表者の氏名     | 橋本文 隆       | 渡邊 雅 也      | 同<br>3. 4       |
| 鶴岡みんなでつくろう会     | 代表者の氏名     | 渡辺 洋 井      | 加藤 功        | 同<br>3. 12      |
| 高橋勝文後援会         | 会計責任者の氏名   | 高橋 善 浩      | 安孫子 勝利      | 同<br>3. 16      |

## 山形県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成22年4月30日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

## 1 政党の支部

| 政 治 団 体 の 名 称 | 代 表 者 の 氏 名 | 解 散 年 月 日    |
|---------------|-------------|--------------|
| 自由民主党山形県港運支部  | 平 岡 雄 司     | 平成21. 12. 31 |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政 治 団 体 の 名 称 | 代 表 者 の 氏 名 | 解 散 年 月 日    |
|---------------|-------------|--------------|
| 木村春樹後援会       | 木 村 夏 樹     | 平成21. 6. 19  |
| めぐろ栄樹後援会      | 目 黒 栄 樹     | 平成21. 12. 16 |
| 竹の会（佐藤慶子後援会）  | 福 原 美 和 子   | 平成21. 12. 31 |
| 佐藤善一後援会       | 佐 藤 善 一     | 平成21. 12. 31 |
| 町民主役・希望の会     | 大 滝 嘉 瑞     | 平成22. 1. 20  |
| ニュービジョン山水会    | 高 橋 秀 也     | 平成22. 2. 18  |
| 白峯会           | 斎 藤 博       | 平成22. 2. 18  |
| 松沢直太郎後援会      | 高 橋 美 津 雄   | 平成22. 2. 28  |

## 山形県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成22年4月30日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称  | 異 動 事 項    | 内 容         |            | 届出年月日       |
|-----------|---------|------------|------------|-------------|------------|-------------|
|           |         |            |            | 新           | 旧          |             |
| 白鳥雅巳      | 南陽市議会議員 | しらとりまさみ後援会 | 主たる事務所の所在地 | 南陽市柵塚1888-6 | 南陽市郡山602-8 | 平成22. 2. 23 |

山形県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった

平成22年4月30日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 資金管理団体の指定の取消の届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称  | 主たる事務所の所在地      | 代表者の氏名 | 指定取消年月日      |
|------------------------|---------|------------|-----------------|--------|--------------|
| 目黒栄樹                   | 長井市長    | めぐろ栄樹後援会   | 長井市今泉23         | 目黒栄樹   | 平成21. 12. 16 |
| 佐藤善一                   | 酒田市議会議員 | 佐藤善一後援会    | 酒田市飯森山2丁目655    | 佐藤善一   | 同 12. 31     |
| 高橋秀也                   | 真室川町長   | ニュービジョン山水会 | 最上郡真室川町大字大沢85-1 | 高橋秀也   | 平成22. 2. 18  |

正 誤

| 発行年月日       | 県公報番号  | ページ | 行    | 誤                       | 正             |
|-------------|--------|-----|------|-------------------------|---------------|
| 平成22. 3. 30 | 第2130号 | 389 | 下から2 | 山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則 | 山形県体育施設条例施行規則 |

平成22年4月30日印刷  
平成22年4月30日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056